

令和元年度第4回

東京都私立学校審議会（第788回）

令和元年9月17日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時05分開会

○近藤会長 ただいまから、令和元年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち15名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和元年 9 月17日付、東京都知事名。

記、1、町田美容専門学校の高等課程設置認可について、町田市、外 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております第 1 号から議案第 7 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤部会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、東京IR&ウェディング・ホテル専門学校の設置認可に係る計画承認でございます。

本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は「東京IR&ウェディング・ホテル専門学校の設置計画承認について」でございます。

令和元年8月6日に、三宅主査、東京都私学部職員、江戸川区職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人滋慶文化学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、校舎の建設に際し、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的、安定的に学校が運営できるように努めること。また、計画内容について変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、IR分野の教育については先行事例が少ないことから、学生からの期待に十分応え得る適切なカリキュラム等を構築し、教育、学校運営に当たり、積極的な情報開示を心がけること。また、新領域を指導する専門教員を確保するとともに、IR分野にはギャンブル依存症の問題等、懸念される領域も内包されていることに鑑み、それらの諸問題にも対応できる人材の育成に努めていただきたいこと。

申請内容については認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適切と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会長調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人滋慶文化学園から申請がありました、東京IR&ウェディング・ホテル専門学校の設置計画承認でございます。

本案件は2段階審査をとりますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、IR分野に関連する業界（観光・ホテル・ウェディング・劇場等文化施設・飲食・運輸）の業務に従事しようとする者に、必要な知識・技能を授け、併せて心身を鍛錬し、社会に有用な人材を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2～4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人滋慶文化学園で、理事長覚野博夫氏、校長は小川正人氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、IR・ホテル&リゾート科とキャリアナリー&レストラン科がそれぞれ昼間部一、昼間部二を設置し、修業年限はいずれも3年、その他に修業年限4年のIR・MICEマネジメント科、修業年限2年のIR・エアライン科を設置します。

入学定員はいずれの学科も40名で、総定員は720名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11～14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、専修学校の課程設置認可でございます。事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号「町田美容専門学校の高等課程設置認可について」をご説明いたします。

町田美容専門学校は、平成13年11月30日に設置認可を受けた学校ですが、このたび課程設置

認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は要項1に記載のとおり、「本校は、学校教育法に基づき、社会人としての礼儀作法が身についた感性豊かな美容師を養成し、実社会に送り出すことを目的とする」でございます。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、美容高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

高等課程の開設の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人榎本学園で、理事長は榎本雄文氏、校長は中溝京子氏です。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限3年、総定員120名の美容学科を設置いたします。これにより、総定員は160名から280名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11～14に記載のとおり設置基準を充足しております。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第3号は専修学校の廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号「国際ビジネス専門学校の廃止認可について」をご説明いたします。

国際ビジネス専門学校は、昭和60年4月25日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、「生徒数の減少により学校の運営継続が困難となったため」です。

設置者は学校法人啓倫学園で、理事長は田中啓介氏、校長は田中美恵子氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、平成26年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、生徒卒業後に全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。議案第4号は、幼稚園の廃止認可でございます。事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号「立教女学院短期大学附属幼稚園天使園の廃止認可について」をご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、「立教女学院短期大学の募集停止に伴い、園の独立した維持・運営が困難なため」廃止するものでございます。

設置者は、学校法人立教女学院、園長は斎藤英樹氏でございます。

園児の処置でございますが、平成30年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成30年度末をもって退職または法人内で配置転換しております。

指導要録等の引き継ぎ方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第5号は、特別支援学校の学則変更認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人愛育学園が設置しております愛育学園（特別支援学校）の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「障害を持つ幼児への教育を拡充するため、小学部の定員を減員し、幼稚園部の定員を増員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。幼稚園部については、変更前の収容定員1学級7名であるものを、変更後は5名増員し、1学級12名にいたします。

小学部については、変更前の収容定員33名、1、2年生1学級11名、3、4年生1学級11名、5、6年生1学級11名であるものを、変更後は5名減員し、収容定員28名、1、2年生1学級9名、3、4年生1学級9名、5、6年生1学級10名にいたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

教職員組織につきましては、要項8に記載のとおり、認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○友松委員 幼稚園部の12名というのには、学年があるのでしょうか。

○議案担当者 学年の定めは特段なく、年少、年中、年長で1学級12名となっております。

○友松委員 ということは、小学部で9名しか受け入れる枠がなくなるわけですが、それでも進級が可能だということで認識してよろしいのでしょうか。

○議案担当者 そのあたりの進級については、学校とも話をしており、年長のみで9名を超え

るようなことはないと聞いております。

○友松委員 わかりました。

○近藤会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号につきましては認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第6号は高等学校の学科廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人日本工業大学が設置しております、日本工業大学駒場高等学校における学科廃止認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、募集を停止していた国際工学科、機械科、建築科及び電子情報システム科について、将来にわたり再開の予定がないため廃止するものです。

変更の時期は、認可のあった日です。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員、普通科825名、理数工学科420名、創造工学科360名、国際工学科0名、機械科0名、建築科0名、電子情報システム科0名であるものを、変更後は国際工学科、機械科、建築科及び電子情報システム科を廃止し、普通科825名、理数工学科420名、創造工学科360名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては要項11に記載のとおりです。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第6号につきましては認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第7号は高等学校の課程廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案7号についてご説明いたします。

これは、学校法人国士館が設置しております国士館高等学校における通信制課程廃止認可で

す。

学校・課程の名称及び位置につきましては、それぞれ要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日とします。

廃止の理由は、「募集を停止していた通信制課程について、将来にわたり再開の予定がないため」です。

設置者は学校法人国士館で、理事長は大澤英雄氏、校長は岩淵公一氏です。

生徒の処置については、要項6に記載のとおり、平成30年3月をもって全員卒業しております。

職員の処置については、要項7に記載のとおり、同法人内で配置がえをしております。

指導要録等につきましては、要項8に記載のとおり、全日制に引き継ぎます。

資産の処理については、要項9に記載のとおり、全て全日制課程及び定時制課程と共用のため、処分、異動等はありません。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員、過去5年間の生徒数などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第7号につきましては認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回10月の開催日は、21日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。ご審議、ありがとうございました。

午後3時25分閉会